

○銃砲等又は刀剣類及び火薬類の所持等並びに核原料物質等及び放射性同位元素等の運搬等に関する不利益処分に係る意見陳述のための手続等について(通達)

(平成7年2月16日岡生保第113号警察本部長例規)

改正 平成13年7月岡務第5047号

平成16年3月岡生保第104号

平成17年3月岡務第67号

平成17年7月岡生環第199号

平成22年5月岡生企第565号・岡生環第145号

平成23年3月岡務第176号

平成26年3月岡生環第120号、岡生企第235号

平成28年3月29日岡監第137号

令和元年8月30日岡生企第563号、岡生環第135号、岡刑企第422号

令和3年3月24日岡務第255号

令和4年3月11日岡生企第188号

各部長・参事官・所属長

「行政手続法」(平成5年法律第88号。以下「法」という。)及び「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(平成5年法律第89号)が、平成6年10月1日から施行となった。また、同日付けで「聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」(平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「規則」という。)が施行され、不利益処分に係る意見陳述のための手続等が具体的に示された。

これに伴い、今後、公安委員会及び警察署長(以下「署長」という。)が、銃砲刀剣類及び火薬類の所持等並びに核原料物質等及び放射性同位元素等の運搬等に関する法令の規定による不利益処分を行おうとする場合において執らなければならない手続及びその留意事項は次のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 意見陳述のための手続

公安委員会が次に掲げる不利益処分を行おうとする場合において執るべき意見陳述のための手続については、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」という。)に定めがあるもののほか、この要領に定めるとおりとする。

- (1) 銃砲等又は刀剣類及び火薬類の所持等に関する不利益処分
- (2) 核原料物質等及び放射性同位元素等の運搬等に関する不利益処分

2 不利益処分上申の手続

- (1) 署長は、不利益処分をするため聴聞等を実施する必要があるときは、不利益処分上申書(様式第1号)に処分理由を証明する資料を添えて速やかに警察本部長(以下「本部長」という。)に上申しなければならない。
- (2) 署長は、(1)の上申をする場合において、名あて人となるべき者の住居地が管轄区域外であるときは、当該住所地を管轄する署長に不利益処分上申書の写しを送付しなければならない。

3 聴聞等の手続

生活安全部生活安全企画課長は、2 に定める上申があったときは、別表を参照の上、次により聴聞等を開催する手続を執らなければならない。

- (1) 聴聞の通知の効力は、相手方に到着して初めて発生することから、必ず聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、法第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書面が名宛人となるべき者に到達するように、直接の書面交付、十分な時間的余裕をもつての郵送その他の確実な手段で送付すること。ただし、個別の法律で聴聞を行う 1 週間前までに聴聞の通知及び公示を行わなければならない旨が規定されている銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号。以下「銃刀法」という。)第 11 条第 1 項から第 7 項まで又は第 11 条の 3 に規定する不利益処分については、1 週間前までに聴聞の通知をするほか公示を行うこと。
- (2) 名宛人となるべき者の所在が判明しない場合は、法第 15 条第 3 項の規定により掲示により聴聞の通知を行うことができ、この場合 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到着したものとみなされることから、聴聞期日までにおく相当の期間とこの 2 週間を加えた期間において掲示をすること。ただし、個別の法律で掲示により聴聞通知を行う場合において、聴聞の期日までにおく相当な期間が 2 週間を下回ってはならない旨が規定されている銃刀法第 11 条第 1 項から第 7 項まで又は第 11 条の 3 に規定する不利益処分については、聴聞の期日までに必ず 4 週間を下回らない期間において、掲示をすること。
- (3) 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き公開しないこと。ただし、個別の法律で、公開による聴聞を行わなければならない旨が規定されている銃刀法第 11 条第 1 項から第 7 項まで又は第 11 条の 3 に規定する不利益処分については、従前どおり、公開により行うこと。
- (4) 弁明の機会の付与については、弁明書の提出期限までに相当の期間において、名宛人となるべき者に対し、弁明の機会の付与の通知を行うこと。

4 聴聞の主宰

聴聞は、生活安全部生活安全企画課長が主宰する。

5 行政処分の通知

- (1) 処分の決定をしたときは、当該不利益処分を上申した署長を通じて名あて人となるべき者に、通知しなければならない。
- (2) (1)の処分通知書には、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定による審査請求ができる旨及び行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定による取消訴訟の提起に関する事項を記載するものとする。

6 処分の執行

- (1) 署長は、名あて人となるべき者に処分通知書を交付したときは、受領書(様式第 2 号)を徴収すること。

所持許可を受けた者に対する指示	銃刀法10の9-1	弁明	法13-1②								
年少射撃資格に対する指示	銃刀法10の9-2	弁明	法13-1②								
銃砲等の所持許可の取消し	銃刀法11-1	聴聞	法13-1①イ	期日の1週間前に到達するように	銃刀法12-1	期日の1週間前に公示すること	銃刀法12-1	期日の4週間前に開始(2週間)	法15-3銃刀法12-2	公開	銃刀法12-3
銃砲等の所持許可の取消し	銃刀法11-2	聴聞	法13-1①イ	期日の1週間前に到達するように	銃刀法12-1	期日の1週間前に公示すること	銃刀法12-1	期日の4週間前に開始(2週間)	法15-3銃刀法12-2	公開	銃刀法12-3
銃砲等の所持許可の取消し	銃刀法11-3	聴聞	法13-1①イ	期日の1週間前に到達するように	銃刀法12-1	期日の1週間前に公示すること	銃刀法12-1	期日の4週間前に開始(2週間)	法15-3銃刀法12-2	公開	銃刀法12-3
拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し	銃刀法11-4	聴聞	法13-1①イ	期日の1週間前に到達するように	銃刀法12-1	期日の1週間前に公示すること	銃刀法12-1	期日の4週間前に開始(2週間)	法15-3銃刀法12-2	公開	銃刀法12-3
猟銃若しくは空気銃又はクロスボウ	銃刀法11-5	聴聞	法13-1①	期日の1週間前	銃刀法12	期日の1週間前	銃刀法12	期日の4週間前に掲示	法15-3銃刀法1	公開	銃刀法12

の所持許可の取消し			イ	でに 到達する ように	-1	でに 公示する こと	-1	開始(2 週間)	2-2		-3
猟銃等射撃指導員の許可の取消し	銃刀法 1-6	聴聞	法 13-1 ①イ	期日の1週間で到達するように	銃刀法 12-1	期日の1週間で公示すること	銃刀法 12-1	期日の4週間で開始(2週間)	法 15-3 銃刀法 12-2	公開	銃刀法 12-3
クロスボウ射撃指導員の許可の取消し	銃刀法 1-7	聴聞	法 13-1 ①イ	期日の1週間で到達するように	銃刀法 12-1	期日の1週間で公示すること	銃刀法 12-1	期日の4週間で開始(2週間)	法 15-3 銃刀法 12-2	公開	銃刀法 12-3
取消し前の銃砲等の提出命令	銃刀法 1-8	不要	法 13-2 ①								
取消し後の銃砲等の提出命令	銃刀法 1-9	不要	法 13-2 ②								
取消し前の拳銃部品の提出命令	銃刀法 1-2-1	不要	法 13-2 ①								
取消し後の拳銃部品の提出命令	銃刀法 1-2-3	不要	法 13-2 ②								
年少射撃資格の取消し	銃刀法 1-3-1	聴聞	法 13-1 ①イ	期日の1週間で到達するように	銃刀法 12-1	期日の1週間で公示すること	銃刀法 12-1	期日の4週間で開始(2週間)	法 15-3 銃刀法 12-2	公開	銃刀法 12-3

年少射撃資格の認定の取消し	銃刀法 1 の 3-2	聴聞	法 13-1 ①イ	に 期日の1週間までに達するように	銃刀法 12-1	期日の1週間前に公示すること	銃刀法 12-1	期日の4週間前に掲示(2週間)	法 15-3 銃刀法 12-2	公開	銃刀法 12-3
調査のための受診命令	銃刀法 1 の 2 の 3	不要	法 3-1 ⑭								
所持許可を受けた者からの報告徴収等	銃刀法 1 の 3	不要	法 3-1 ⑭								
調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令	銃刀法 1 の 3 の 3-1	不要	法 13-2 ①								
許可証等の提示要求	銃刀法 2 の 4-2	不要	法 3-1 ⑭								
本邦上陸者の銃砲等の提出命令	銃刀法 2 の 5-1	不要	法 13-2 ①								
銃砲等の提出命令	銃刀法 2 の 7-1	不要	法 13-2 ①								
射撃場設置者等からの報告徴収	銃刀法 2 の 7 の 2-1	不要	法 3-1 ⑭								

2 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号。以下「火取法」という。)関係

不利益処分	意見陳述のための手続		弁明の機会を行うに当たっての留意事項
内容	根拠	根拠条項	

	条項			
猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し	火取法 17-3	不要	法 13-2 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁明書の様式について 弁明書の様式(法第 29 条)は特に定められていないが、記載事項については、規則別記様式第 16 号裏面の留意事項 1 を参照されたい。 ・ 火薬類の運搬方法等の指示について 火取法第 19 条第 2 項の指示を行う場合については、原則として弁明の機会の付与を経ることとなるが、公益上、緊急に処分をする必要があるため弁明の機会の付与の手続を経ることができないときは法第 13 条第 2 項第 1 号により、火取法第 20 条第 2 項の規定による技術上の基準に従うべきことを指示するときは法第 13 条第 2 項第 3 号により弁明の機会の付与を経ないで処分をすることができる。
火薬類の運搬方法等の指示	火取法 19-2	弁明	法 13-1 ① 13-2 ① ③	
猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し	火取法 25-3	不要	法 13-2 ①	
火薬類の運搬等に関する緊急措置	火取法 45	不要	法 13-2 ①	
運搬車両の停止、運搬証明書の提示要求	火取法 45 の 2	不要	法 3-1 ⑬⑭	
火薬類運搬者に対する措置命令	火取法 45 の 2	不要	法 3-1 ⑬	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不利益処分理由の提示の必要 不利益処分をしようとする場合には、名あて人に対し同時に当該不利益処分の理由を示すこと。 不利益処分を書面でするときは、理由も書面により示すこと。 			

3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。)関係

不利益処分		意見陳述のための手続		弁明の機会を行うに当たっての留意事項
内容	根拠条項	種別	根拠条項	
核原料物質等の運搬方	原子炉等規制	弁明	法 13-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁明書の様式について 弁明書の様式(法第 29 条)は特に定められていないが、

法の指示	法 59 の 2- 6		②	記載事項については、規則別記様式第 16 号裏面の留意事項 1 を参照されたい。 ・核燃料物質等の運搬方法の指示に関する特例について 原子炉等規制法第 59 条の 2 第 6 項の指示、又は原子炉等規制法第 66 条第 2 項の指示を行う場合については、原則として弁明の機会の付与を経ることとなるが、公益上、緊急に処分をする必要があるため弁明の機会の付与の手続を経ることができないときは法第 13 条第 2 項第 1 号により、技術的な基準に従うべきことを指示するときは法第 13 条第 2 項第 3 号により、弁明の機会の付与を経ないで処分をすることができる。
核原料物質等運搬車両の停止、運搬証明書の提示要求	原子炉等規制法 59 の 2- 11	不要	法 3 -1 ⑬⑭	
核燃料物質等運搬者に対する措置命令	原子炉等規制法 59 の 2- 11	不要	法 3 -1 ⑬	
燃料物質等の運搬方法の指示	原子炉等規制法 66 -2	弁明	法 1 3-1 ②	
運搬車両の停止、運搬証明書の提示要求	原子炉等規制法 66 -2	不要	法 3 -1 ⑬⑭	
核燃料物質等運搬者に対する措置命令	原子炉等規制法 66 -2	不要	法 3 -1 ⑬	
核燃料物質等運搬業者からの報告徴収	原子炉等規制法 67 -1	不要	法 3 -1 ⑭	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 不利益処分理由の提示の必要 不利益処分をしようとする場合には、名あて人に対し同時に当該不利益処分の理由を示すこと。 不利益処分を書面でするときは、理由も書面により示すこと。 			

4 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号。以下「放射性同位元素等規制法」という。)関係

不利益処分		意見陳述のための手続		弁明の機会を行うに当たっての留意事項
内容	根拠条項	種別	根拠条項	
放射性同位元素等の	放射性同位元素等規制法 18-6(法 25-5 の規定によ	弁明	法 1 3-1 1②	<ul style="list-style-type: none"> 弁明書の様式について 弁明書の様式(法第 29 条)は特に定められていないが、記載事項については、規則別記様式第 16 号

運搬方法の指示	り読み替えて適用する場合を含む。)			裏面の留意事項 1 を参照されたい。 ・放射性同位元素等の運搬方法の指示に関する特例について
放射性同位元素等運搬車両の停止	放射性同位元素等規制法 18-8(法 25-5 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	不要	法 3-1 ⑬ ⑭	放射性同位元素等規制法第 18 条第 6 項(法第 25 条の 5 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指示を行う場合については、原則として弁明の機会の付与を経ることとなるが、公益上、緊急に処分をする必要があるため弁明の機会の付与の手続を経ることができないときは法第 13 条第 2 項第 1 号により、技術的な基準に従うべきことを指示するときは法第 13 条第 2 項第 3 号により弁明の機会の付与を経ないで処分をすることができる。
放射性同位元素等運搬者に対する措置命令	放射性同位元素等規制法 18-8(法 25-5 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	不要	法 3-1 ⑬	
放射性同位元素等運搬者からの報告徴収	放射性同位元素等規制法 42-1	不要	法 13-1 ⑭	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 不利益処分理由の提示の必要 不利益処分をしようとする場合には、名あて人に対し同時に当該不利益処分の理由を示すこと。 不利益処分を書面でするときは、理由も書面により示すこと。			